

ナカラ港開発計画（ⅠⅠ）【モザンビーク】

施策所管局課 国別開発協力第三課

評価年月日 令和8年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	モザンビーク共和国
(2) 案件名	ナカラ港開発計画（ⅠⅠ）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを 含む	モザンビーク北部の主要港であるナカラ港の施設整備及び機材供与を通じて荷役の効率性の向上、及び物流機能の改善・強化を図り、もって同国及びマラウイ、ザンビアも含むナカラ回廊における経済開発及び貧困削減に寄与するもの。 事業の内容 ・ ナカラ港の施設改修・整備 ・ 機材調達 ・ コンサルティング・サービス ア 閣議決定日：平成27年5月12日 イ 供与限度額：292.35億円 ウ 金利：0.01% エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業の計画当初、モザンビーク政府が進めるナカラ回廊地域の経済・社会面での開発に伴い、ナカラ港の貨物量の増加が予想されていた一方で、同港の老朽化や非効率な荷役処理の課題があった。 現在も、内陸国及び国内向けの需要により、取扱貨物量の増加が見込まれており、地域の物流改善、内陸国ザンビア、マラウイを含めた地域経済の発展が期待されていることから、本事業に関する社会的ニーズがある。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 コンポーネント（工事項目）の一部である送電線の引き込み工事において実施機関と電力公社間の契約交渉及び先方政府の手続きに期間を要したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による工事中断により事業が遅延した。2023年6月に港の供用を開始、運用を行っている。現

	在は、送電線の引き込み工事について、先方政府との調整を継続している。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、当初予定どおりの効果が見込まれているため、工事が完了していない送電線の引き込みについて慎重にフォローしつつ、本事業を継続する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・ 政策評価法に基づく事前評価書 ・ 国際協力機構の案件検索 ・ 国際協力機構の事業事前評価表 ・ その他国際協力機構から提出された資料